

令和8年3月17日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年3月24日(火)までに別紙にて回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和8年2月24日(火)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和8年2月27日(金)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
 - (1) 第78期検事志望者に対する面接選考の実施に関する文書
 - (2) 第78期新任検事に対する英語の試験に関する案内文書
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項
 - (1) 上記3(1)について、あなたの請求の趣旨に合致する行政文書として、法務省本省では、次の行政文書を保有しています。

検事志望者に対する面接選考の実施について(令和8年3月付けのもの)
 - (2) 上記3(2)について、その趣旨に該当すると思われる行政文書を法務省本省では、作成又は取得しておらず、保有しておりません。

なお、現時点で対象文書は作成していませんが、今月中には作成予定であり、令和8年4月以降であれば開示可能となる見込みであることを情報提供いたします。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるかについて、別紙にて回答願います。
- 5 開示請求手数料について
上記4(1)の行政文書の開示を求める場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となり、上記4(2)の請求を維持される場合、開示請求件数は1件(ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。)、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領しているため、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙600円分を返戻いたします。

別 紙

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和8年3月17日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり、回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

- 意思確認書記4（1）の行政文書の開示を求める。

- 意思確認書記4（2）の請求を維持する（ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

- 本件請求を取り下げる。